次期指定管理者募集に係る基本的な考え方について

1 指定管理期間

「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」(以下「基本指針」という。)を 踏まえ、4年間と設定する。

2 施設使用料の扱い

(1) すでに利用料金制を導入している施設

(西京極総合運動公園北側区域各施設・京都アクアリーナ・宝が池公園球技場・京北パラグライダー施設) 西京極の各施設及び宝が池公園球技場については、指定管理者が全国大会等の大 規模大会を誘致するなどの努力をすることにより、利用率向上や収益増が見込める ため、引き続き利用料金制とする。

京北パラグライダー施設については、独立採算(利用料金制を採る代わり、本市からは指定管理料を支払っていない)を実現できているため、同じく利用料金制を継続する。

(2) それ以外の屋外施設(有料運動公園)

使用料額が比較的少額であり、利用料金制を導入しても指定管理者への経済的インセンティブが働きにくいと考えられるため、引き続き使用料収入施設とする。

(3) 屋内施設(京都市体育館・市民スポーツ会館)

耐震改修工事など大規模改修工事に係る年次計画を指定管理者に示すことができないことから、指定管理者において収支計画を立てることができないこと、またこれら工事期間中は利用料金収入を見込むことができないことから、これら改修工事が完了した後、利用料金制に移行することを検討する。

(4) 上記以外の施設(武道センター・地域体育館・横大路運動公園)

利用料金制を導入すると事業所税課税対象となることが想定され、指定管理者の経済的インセンティブが働きにくいことから、引き続き使用料収入施設とする。

3 指定管理区分

(1) 基本的な考え方

ア 各施設の設置条例ごとに募集を行う。ただし、大規模な施設で、かつその内容 上分割すべきと考えられる施設については、分割する。

- イ 個別の設置条例がない有料運動公園は,一括する。ただし,大規模な施設で, かつその内容上分割すべきと考えられる施設については,分割する。
- ウ 主競技場とその補助競技場としての位置付けがある施設は、一括する。

(2) 23年度からの指定管理区分(案)

2) 23年度からの相比目生区力(条)	1	- Ends > - Hall ble man - 19 (11)
これまでの指定管理区分		23年度からの指定管理区分(案)
西京極総合運動公園北側区域 (陸上競技場兼球技場・補助競技場, 野球場) 西京極総合運動公園プール施設(京都 アクアリーナ) 武道センター 京都市体育館及び市民スポーツ会館 伏見桃山城運動公園 京北パラグライダー施設	\Rightarrow	従来どおりとする。 ※伏見桃山城運動公園は、敷地が広大で、なおかつ硬式対応の野球場や庭園ゾーン等の更なる活用、多目的グランドの夜間供用などによる増収が期待できるため、単独区分とする。
宝が池公園球技場及びその周辺区域	\Rightarrow	宝が池公園テニスコートを加え、「宝が池公園運動施設」とする。 ※このように一括としたほうが効率的な運営が期待できるため。なお、テニスコートは使用料収入施設のままとする。
有料運動公園(宝が池公園テニスコート・岡崎・一乗寺・岩倉東・朱雀・東野・勧修寺・殿田・吉祥院・上鳥羽・西院・牛ケ瀬・小畑川中央・三栖・下鳥羽・伏見)	\Rightarrow	左記の16施設から宝が池公園テニスコートを除き、また桂川緑地久我橋東詰公園を加え、一括とする。 ※桂川緑地久我橋東詰公園は現状で使用料額や稼働率がそれほど高くなく、他の施設と一体的に運営するほうが効率的と考えられるため、この区分に含める。
地域体育館(東山・山科・桂川・伏見 北堀公園・醍醐)		左記の6館に転用地域体育館7館 (左京・中京・下京・吉祥院・久世・ 伏見東部・伏見北部)を加え,一括 とする。 ※各施設ともスポーツ教室などの事業を統
右京地域体育館	\Rightarrow	一的に行うことが望ましいため。また、運営経費の回しやすさや、今後すべての地域体育館の使用予約をオンラインの予約システムで受け付ける方向であることを踏まえれば、一体的に運営するほうが経費・人員体制や連絡調整等の面から効率的と考えられるため。
(直営)	\Rightarrow	横大路運動公園【新設】 ※同公園は、敷地が広大で、グランドや体育館、アーチェリー場など施設が多岐にわたり、また個別条例を制定しているため、単独区分とする。